平成３０年度第２回大網白里市地域公共交通活性化協議会　次第

日　　時　平成３０年７月１９日（木）
　　午前１０時から
場　　所　中央公民館２階　講義室

１　開　　会

２　会長挨拶

３　議　　題

（１）協議会役員の選出について　・・・・・・・・・・・・・・・【資料１】

（２）生活交通確保維持改善計画の提出について（報告）・・・【資料２】

（３）増穂地区コミュニティバスについて　・・・・・・・・・・【資料３】

（４）白里地区コミュニティバスについて　・・・・・・・・・・【資料４】

（５）その他

４　閉　　会

資料１

大網白里市地域公共交通活性化協議会規約

（目的）

第１条　大網白里市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置する。

（事務所）

第２条　協議会は、事務所を千葉県大網白里市大網１１５番地２に置く。

（業務）

第３条　協議会は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。

(2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。

(3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。

(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。

(5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

(6) 前５号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第４条　協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

２　協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長１人

(2) 副会長１人

(3) 監査委員２人

３　会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

（役員）

第５条　会長、副会長及び監査委員は、次条に規定する委員の中から互選により定める。

2　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（協議会の委員）

第６条　協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民の代表者

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 一般貸切旅客自動車運送事業者

(4) 一般乗用旅客自動車運送事業者

(5) 一般社団法人千葉県バス協会が指名する者

(6) 一般社団法人千葉県タクシー協会が指名する者

(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者

(8) 学識経験者

(9) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者

(10) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者

(11) 山武土木事務所長又はその指名する者

(12) 東金警察署長又はその指名する者

(13) 市長が指名する市職員

（委員の任期）

第７条　委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

(2) 前号以外の委員については、２年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残存期間とする。

（会議）

第８条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

４　協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
５　前４項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（オブザーバー）
第９条　協議会には、オブザーバーを置くことができる。
２　オブザーバーは、大網白里市社会福祉課長及び高齢者支援課長の職にある者をもって充てる。
３　オブザーバーは、会長の要請に応じて協議会に出席し、意見を述べることができる。

（協議結果の尊重義務）
第１０条　協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）
第１１条　協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。
２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）
第１２条　第３条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）
第１３条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　事務局は、大網白里市企画政策課に置く。
３　事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）
第１４条　協議会の運営に要する経費は、大網白里市からの負担金及び国からの補助金等をもって充てる。

（監査）

第１５条　監査委員は、協議会の出納監査を行う。

２　監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第１６条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第１７条　委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

２　報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第２７号）の例による。

（協議会が解散した場合の措置）

第１８条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

（委任）

第１９条　この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附　則

この規約は、平成２０年６月６日から施行する。

附　則

この規約は、平成２３年６月２９日から施行する。

附　則

この規約は、平成２５年１月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成２８年１０月２６日から施行する。

附　則

この規約は、平成３０年６月６日から施行する。

資料２

生活交通確保維持改善計画の提出について（報告）

１　地域公共交通確保維持改善事業の概要について

国では、地域の公共交通の確保、維持、利便性の向上を支援するために、「地域公共交通確保維持改善事業」を実施しています。

この事業において、幹線バスや鉄道などの地域間交通ネットワークと接続する地域内のバス交通等について支援するメニューが「地域内フィーダー系統補助」であり、本市のコミュニティバスは、このメニューを活用して、国の補助金を受けて運行しています。

＜地域内フィーダー系統のイメージ＞

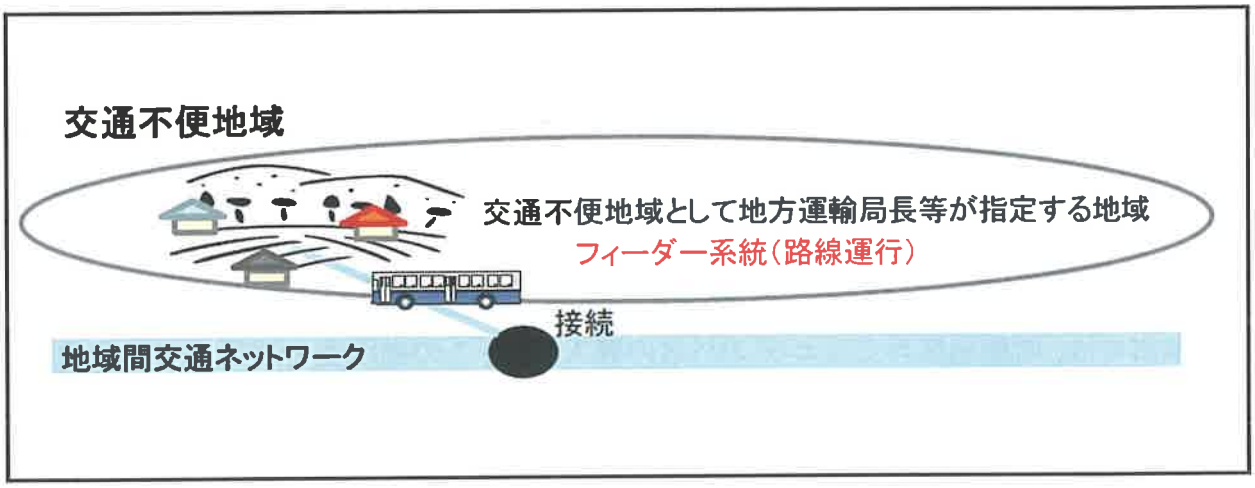

（国土交通省資料より抜粋、加工）

「地域内フィーダー系統補助」を活用するためには、毎年度、コミュニティバスの運行に係る目標や効果及び実施主体等を定めた「生活交通確保維持改善計画」を策定し、国の認定を受ける必要があります。

２　事業のスケジュール

地域公共交通確保維持改善事業は、以下のスケジュールで進行します。

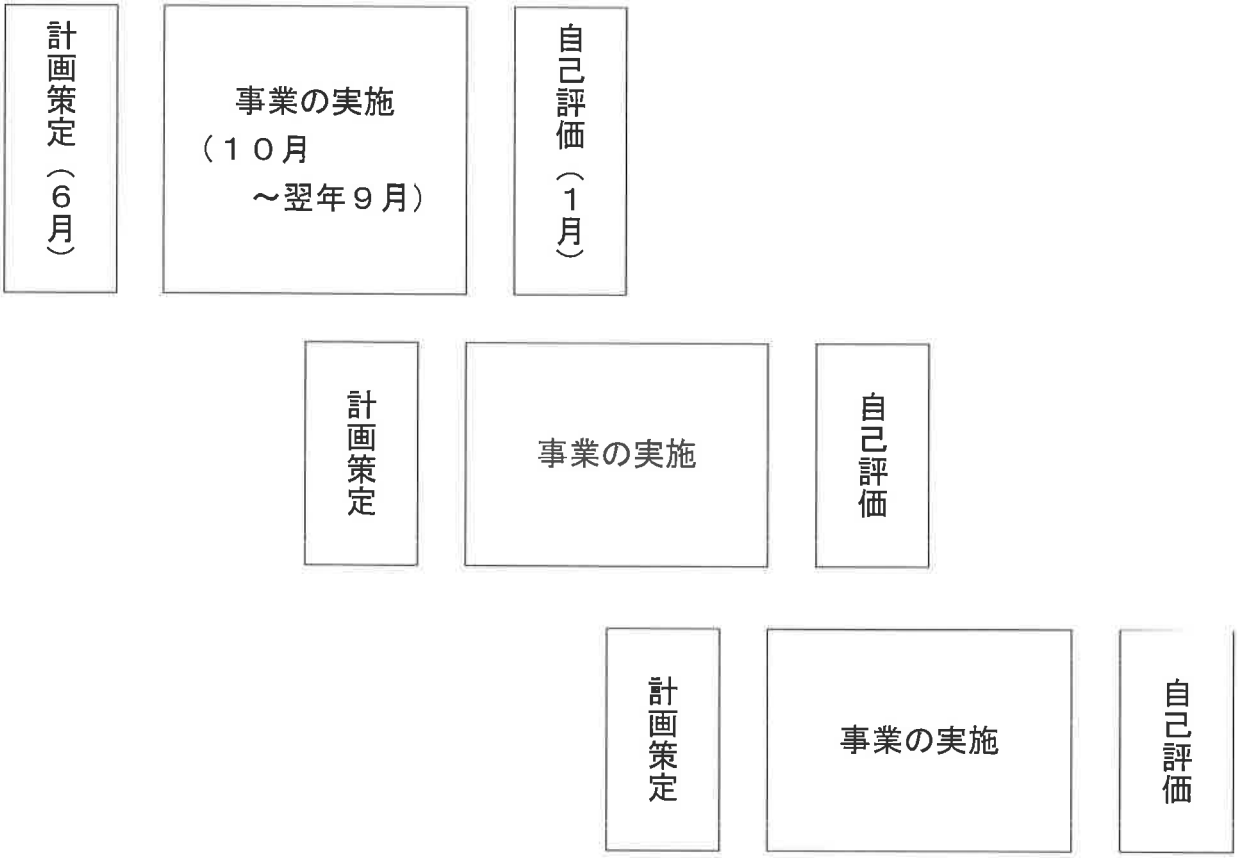

３　国庫補助額の推移（上段が年度、下段が補助額）

本市では、増穂地区コミュニティバスの導入以来、この補助金を活用していますが、国の補助額は年々減少しています。

運行の継続には、利用状況の把握、分析及び利用促進策の実施による**利用者増（＝運賃収入増）が不可欠**です。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
2, 845	5, 038	4, 658	4, 579	3, 477	3, 347	2, 740	2, 206

※補助額の単位は千円

※平成３０年度及び３１年度は申請額。

※平成３１年度は白里地区コミュニティバスを含む。

４　本市の生活交通確保維持改善計画（一部を抜粋）

	増穂地区コミュニティバス	白里地区コミュニティバス
目標１　利用者数 （平成３１年度のみ抜粋）	１便平均９．１人 （年間２８，８００人）	１便平均３．０人 （年間６，１６８人）
目標２　住民・行政・事業者が連携した取組み	１件の実施	１件の実施
目標を達成するために行う事業及び実施主体	周知活動、情報提供の充実（市） 利用状況のデータ収集（事業者、市） 地域における利用促進、各種団体との連携（住民、事業者、市）	周知活動、情報提供の充実（市） 利用状況のデータ収集（事業者、市） 地域における利用促進、各種団体との連携（住民、事業者、市） 路線バス乗継ぎ利用者への割引（事業者、市） 路線バス停留所の一部移設もしくは新設（事業者、市）

※意見照会の結果及びその対応については資料２別添をご覧ください。
※平成３１年度計画から、白里地区コミュニティバスを新たに追加し、申請を行っています。

資料2別添

生活交通確保維持改善計画（案）に対するご意見等について

該当箇所	ご意見の要旨	対応
計画案別添 P. 2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果 （1）事業の目標	【白里地区コミュニティバスについて】 ・利用者数の目標が、平成31年度は1便3名、32年度は1便4名、33年度は1便5名となっていますが、10人乗り車両を導入するのに目標が消極的では。	ご意見ありがとうございます。 現在、白里地区において公共交通不便地域を解消するために2路線のバスが運行しています。 この利用者数は1便平均1人程度ですので、必ずしも消極的な目標であるとは考えておりません。 周知や情報提供の方法を工夫するなどし、地域住民と一緒になって、この目標を達成したいと考えます。
計画案別添P. 7 19. 協議会メンバーの構成員	社団法人千葉県バス協会及び社団法人千葉県タクシー協会をともに一般社団法人に訂正してください。	ご指摘ありがとうございます。 いずれも一般社団法人に訂正しました。
その他	【白里地区コミュニティバスについて】 ・コミュニティバスの計画については、白里地区の区長や民生委員を中心とするワーキンググループが深く関わっているが、運行を開始してからも利用者目標に達するまで積極的にワーキンググループの方々に関わっていただいては？	ご意見ありがとうございます。 今後もワーキンググループの方々をはじめ、地元住民が主体的に取組み、地域が守り、育てるバスとなるようにしたいと考えております。 計画案別添P. 7において、「今後も、このワーキンググループを軸とした住民による主体的な取組みにより、利用者等の意見を反映していくことを想定」と記載させていただいております。
その他	【白里地区コミュニティバスについて】 利用者が伸び悩んだ際に、安易な路線の延伸、増便、運賃の割引などはしないで欲しい。	ご意見ありがとうございます。 将来もバスやタクシーが走る街であるためには、既にある路線バスやタクシーを脅かすのではなく、共存していくことが重要と考えております。 利用促進の方策につきましても、安易に路線の延伸や増便、運賃の割引などをするのではなく、既にある路線バスやタクシーなどとの関係を踏まえつつ、本協議会を検討の場として活用してまいります。

資料３

増穂地区コミュニティバスについて

１　新たな運行ダイヤの利用状況及び利用促進策

２　道路開通に伴う運行ルートの変更

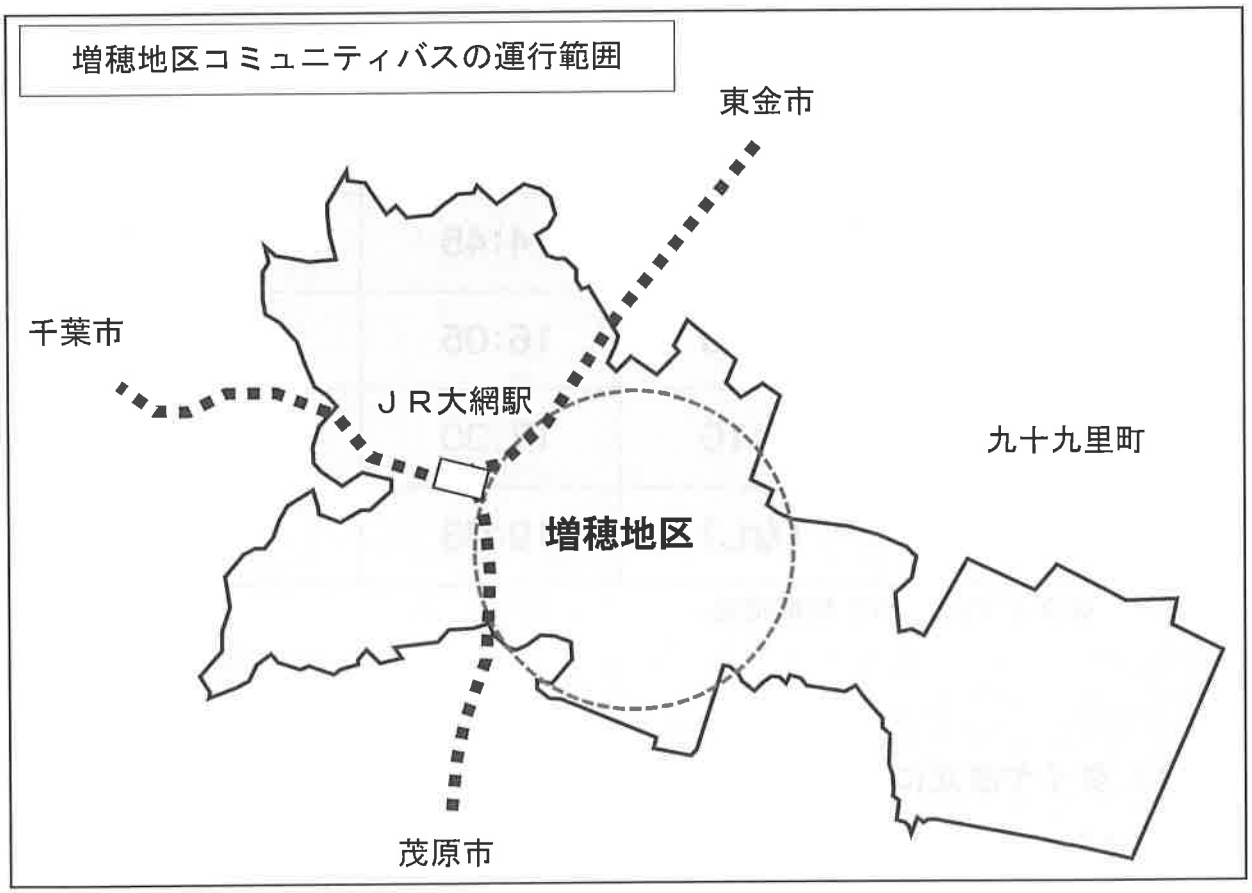

1　新たな運行ダイヤの利用状況及び利用促進策について

（１）ダイヤ改正内容

・これまでの利用状況や、住民アンケート及び利用者アンケートの結果等を踏まえ、平成３０年４月１日から、次のとおりダイヤ改正を実施しました。

	改正前	改正後	改正内容
０便	6:10	（なし）	廃止
１便	7:30	7:23	7分早く
２便	8:45	8:38	7分早く
３便	9:58	9:58	（変わらず）
４便	11:20	11:24	4分遅く
５便	13:20	13:30	10分遅く
６便	14:35	14:45	10分遅く
７便	15:55	16:05	10分遅く
８便	17:10	17:30	20分遅く
９便	（なし）	19:03	新規

※ダイヤはすべて発車時刻。

（２）ダイヤ改正に向けた情報提供

・ダイヤ改正を周知するため、市広報及びホームページへの掲載、地元地区への回覧板による案内、コミュニティバス車内におけるチラシ配布を実施しました。

（３）ダイヤ改正前後の利用状況比較

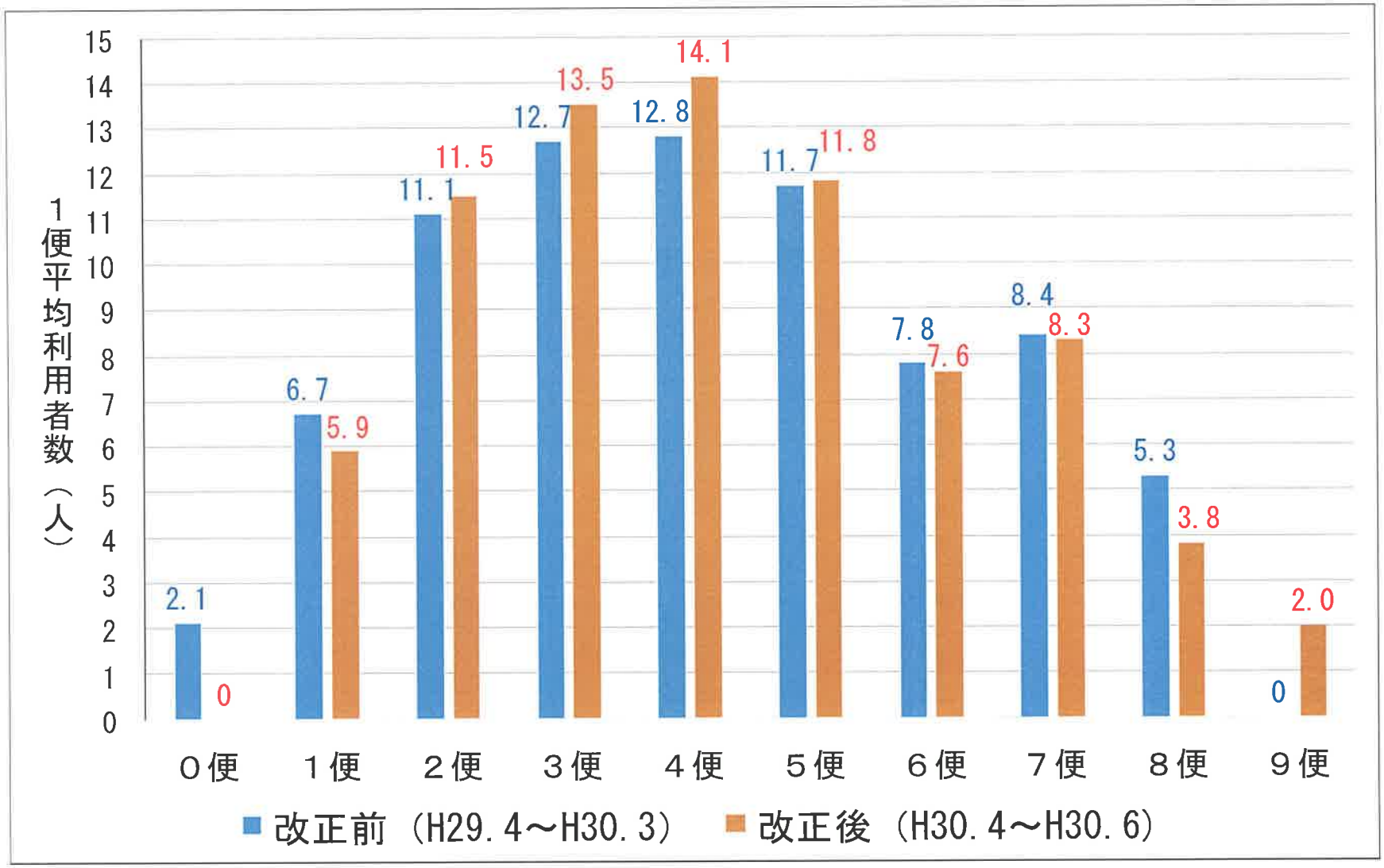

（４）今後の利用促進策について

・より広く周知を行うため、運行ルート沿線地区におけるスーパー、商業施設、医療機関等に対して、チラシ、ポスターの掲示を依頼します。

・新たに運行している９便を再度ＰＲするため、運行する地区（南横川地区）に対して、チラシを各戸配布します。

2　道路開通に伴う運行ルートの変更について

・市では「大網駅東土地区画整理事業」としてＪＲ大網駅東地区の区画整理を実施しています。

・この事業により新たな道路が開通しますので、これにあわせて運行ルートを一部変更します。

・該当する範囲は⑰「大網駅」バス停留所～⑲「アミリィ」バス停留所間です。

（下図の青線囲み部。詳細は６ページにて）

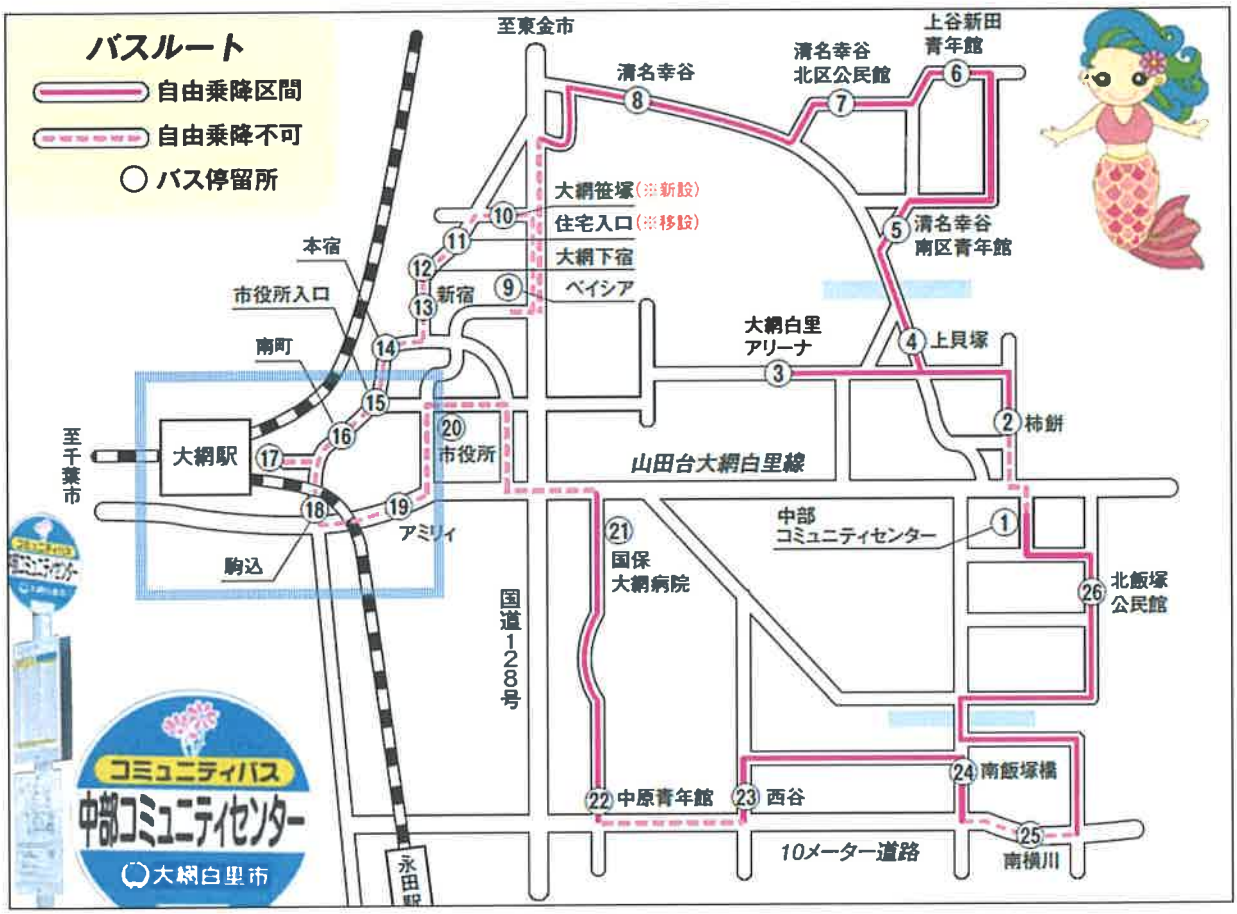

（コミュニティバスチラシから抜粋、加工）

＜現在＞

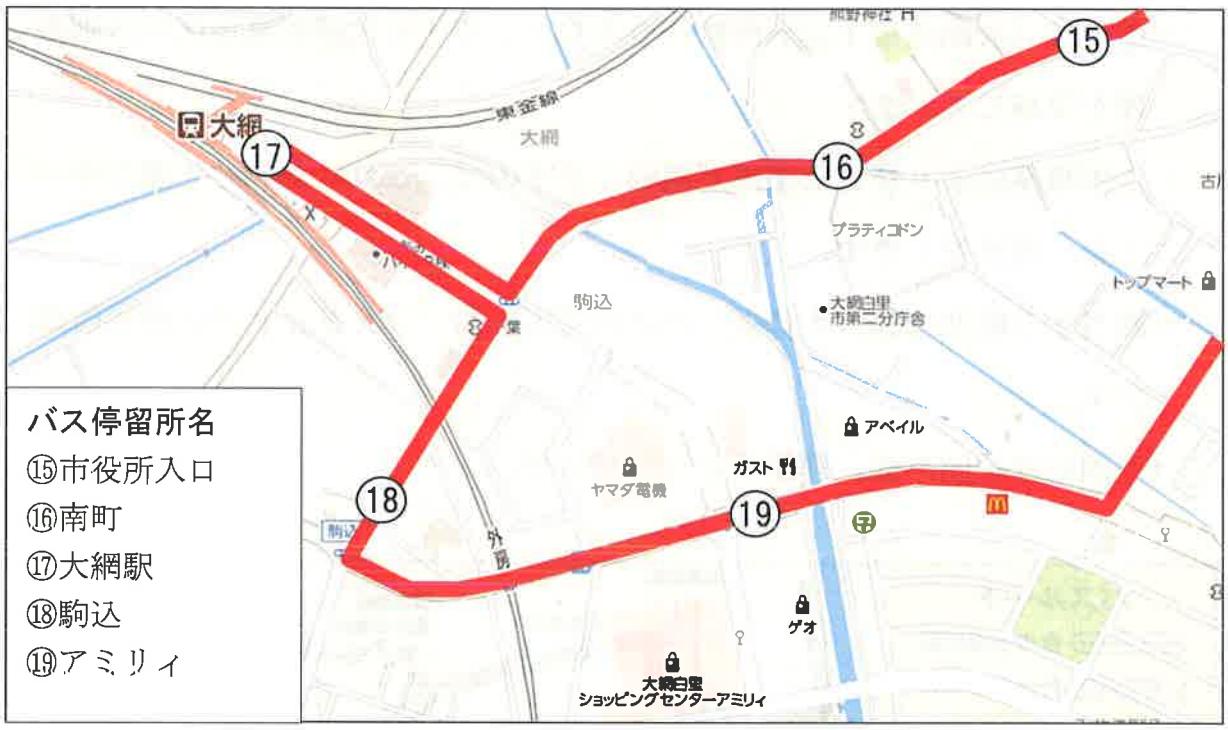

＜変更後：平成３０年１１月１０日から＞

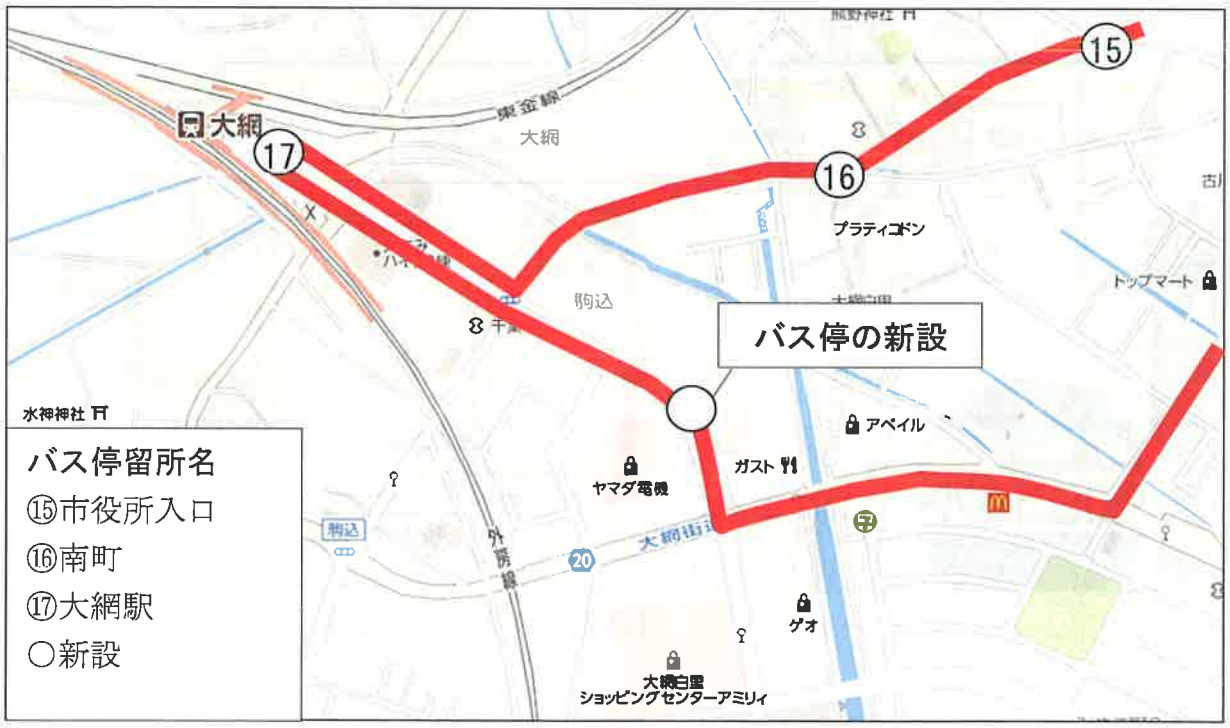

※⑱「駒込」及び⑲「アミリィ」バス停留所は廃止となります。

資料４

白里地区コミュニティバスについて

１　白里地区コミュニティバスの概要

２　手続き状況及び今後のスケジュール

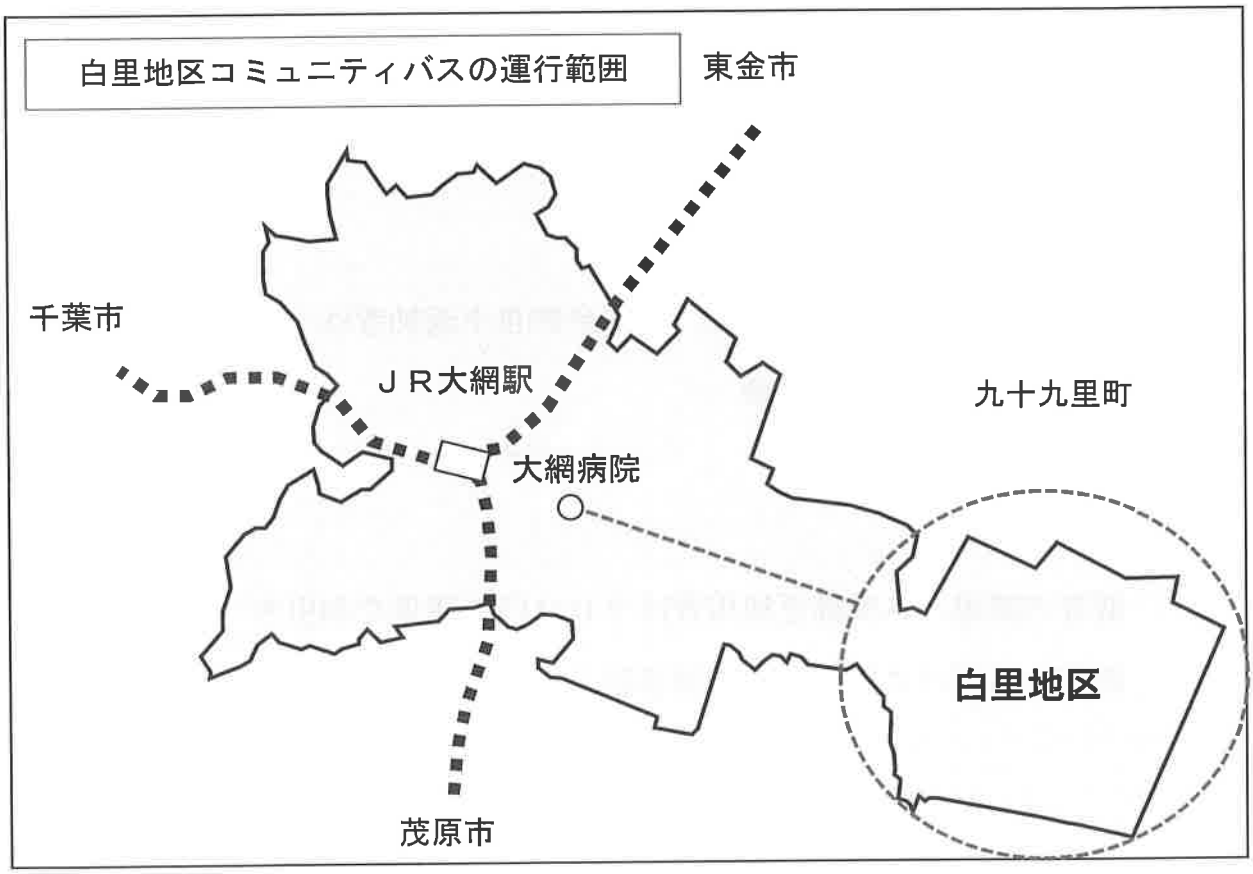

１　白里地区コミュニティバスの概要について

・運行事業者

秋葉タクシー有限会社

・運行開始日

平成３０年１０月１日（月）

・運行内容

ワンボックス車両（定員１０名）を使用した定時定路線型運行

「月・水・金ルート」と「火・木ルート」を設定

１日８便運行、うち朝１便目は「大網病院行き直行便」

（運行時刻表及びルートは資料４別添を参照）

・運　　賃

２００円（小人、障がい者、運転免許自主返納者は１００円）

※大網病院直行便は倍額

・利用支援

既存の路線バス乗継ぎ利用者は２００円の運賃を割引き

既存の路線バス停留所を一部移設し、乗継ぎ利便性に配慮

２　１０月１日の運行開始に向けた手続き状況について

（１）車両外観（イメージ）

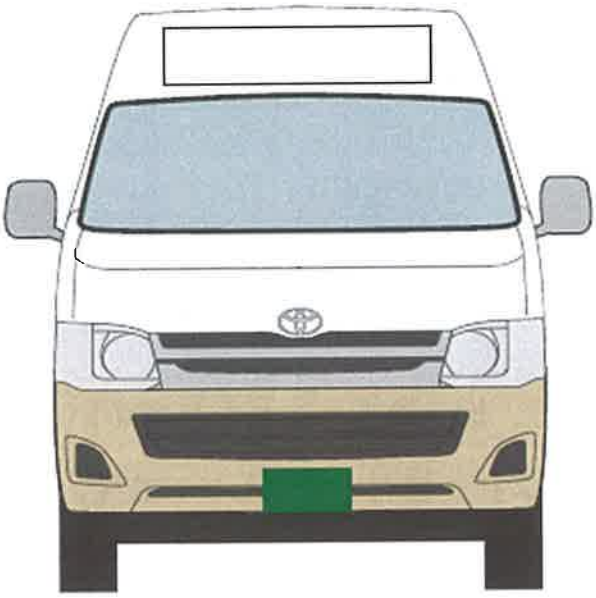

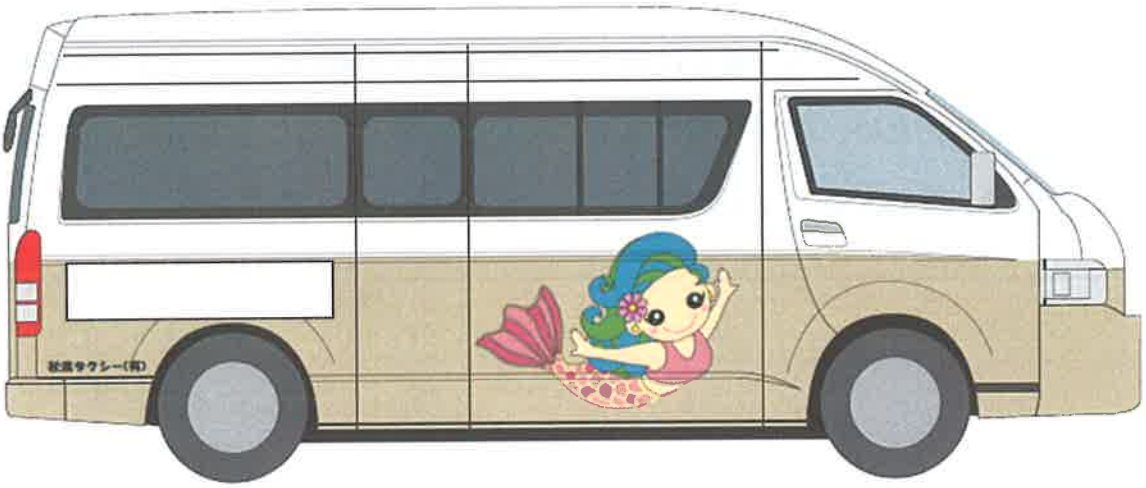

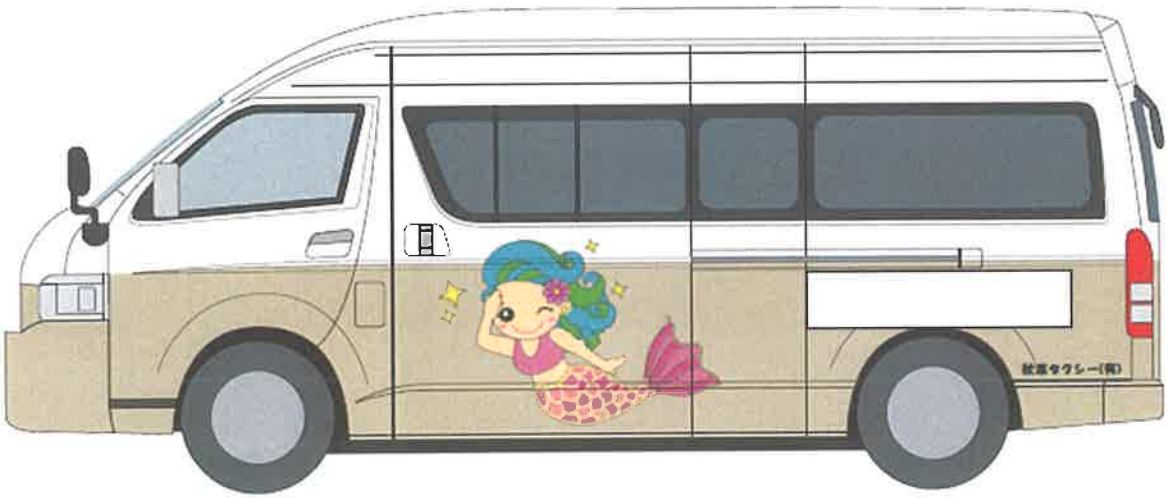

（２）　愛称について

地域の方々にとって、より身近で親しみがもてるものになるよう、愛称を募集しました。

今後、募集結果を踏まえ、事務局にて決定させていただきます。

（３）バス停留所の名称について

新たに設置するバス停留所の名称については、地元の方々にわかりやすいものになるよう、「公共交通ワーキンググループ」へ検討を依頼しています。

公共交通ワーキンググループとは・・・

新たなコミュニティバスの導入にあたり、住民自らが運行ルートやダイヤ等について検討をおこない、より地域の実情に即した内容とすることを目的として設置したもので、地元区長、民生委員、社会福祉協議会員等で構成されています。

白里地区コミュニティバス　運行開始までのスケジュール

平成30年10月1日（月）運行開始								
実施主体	内容	関係機関等	7月	8月	9月	10月	備考
市	広報掲載（10月号）					●	10月1日発行
市	バス停留所の設置				→		
市	地元地区への回覧	住民（区長）			→		8月28日から順次回覧
市	広報掲載（9月号）				●		9月1日発行
事業者	車両ラッピング			→			2週間程度
市	バス停留所設置許可申請	道路管理者		→	→		
事業者	運行許可に係る手続き	千葉運輸支局		→	→		2ヶ月程度
市	チラシ作成			→	→		
協議会	地域公共交通活性化協議会		●				

資料4別添

時刻表

月・水・金　運行 （12月29日～1月3日は運休）					
	キロ程	発	着	備　考	運行順序
1便	20.5	7:40	8:30	大網病院行き	（番号順）
	10.4	回送	8:50		
2便	23.4	9:20	10:15	周辺　→　幹線ルート	南側→北側（番号順）
3便	23.4	10:30	11:25	幹線　→　周辺ルート	北側→南側（逆順）
4便	23.4	11:40	12:35	周辺　→　幹線ルート	南側→北側（番号順）
5便	23.4	13:30	14:25	幹線　→　周辺ルート	北側→南側（逆順）
6便	23.4	14:40	15:35	周辺　→　幹線ルート	南側→北側（番号順）
7便	23.4	15:50	16:45	幹線　→　周辺ルート	北側→南側（逆順）
8便	23.4	17:00	17:55	幹線　→　周辺ルート	北側→南側（逆順）

194.7

火・木　運行 （12月29日～1月3日は運休）					
	キロ程	発	着	備　考	運行順序
1便	20.9	7:40	8:30	大網病院行き	（番号順）
	10.4	回送	8:50		
2便	19.7	9:20	10:10	周辺　→　幹線ルート	南側→北側（番号順）
3便	19.7	10:30	11:20	幹線　→　周辺ルート	北側→南側（逆順）
4便	19.7	11:40	12:30	周辺　→　幹線ルート	南側→北側（番号順）
5便	19.7	13:30	14:20	幹線　→　周辺ルート	北側→南側（逆順）
6便	19.7	14:40	15:30	周辺　→　幹線ルート	南側→北側（番号順）
7便	19.7	15:50	16:40	幹線　→　周辺ルート	北側→南側（逆順）
8便	19.7	17:00	17:50	幹線　→　周辺ルート	北側→南側（逆順）

169.2

資料５

行政提案型住民協働事業

「増穂地区コミュニティバス応援事業」の募集について

市がテーマを提示し、これに対して市民団体が事業内容を企画立案するものを「行政提案型住民協働事業」と呼んでいます。

今回、この行政提案型住民協働事業として、「増穂地区コミュニティバス応援事業」を募集します。

１　事業の概要

・地域住民が主体となって、コミュニティバスの利用促進や利用者利便性の向上に自ら取組む。

・具体的には…

バス車内を活用したイベントの実施（乗って楽しいバスの実現）

バス運行の環境整備（気持ちよく利用できる環境づくり）

会報やホームページの作成（地域全体が当事者意識を持つ）

２　期待する効果

・地域の住民が自ら利用促進策や利便性向上について検討し、そして自らが取組むことによって、よりきめ細やかなニーズの反映を図るとともに、バスを「地域自らが守り、育てる」という意識が地域全体に浸透する。

３　実施に向けたスケジュール

平成３０年	８月	募集開始（市地域づくり課）
	１０月末	提案事業の審査
平成３１年	４月	事業開始

参考

1　住民協働事業とは

・地域課題に対して、市と連携しながら住民団体が自主的、主体的に取組む事業です。
・市では、市民団体が自ら企画立案した、公共的な課題の解決または地域活性化につながる事業に対して補助金を交付しています。

2　住民協働事業の例

ハマボウフウ特産品化プロジェクト
ぐるっと大網３０ｋｍウォーク実行委員会
有償ボランティアまちサポお助け隊
十枝の森自然環境保全活動
オープンガーデンによる温もりのあるまちづくり
我がまち魅力発見ツアー（ガイド）